

原発事故避難者への住宅等の供与に関する新たな立法措置等を求める意見書

第1 意見の趣旨

国は、福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）の避難者に対する公営住宅及び民間借り上げ住宅等の提供について、避難者の意見を聴く機会を速やかにもうけた上で、避難者に対する住宅供与期間を1年ごとに延長するという災害救助法に基づく支援を改め、住宅供与期間を長期化させるとともに、避難者の意向や生活実態に応じた期間更新や転居を可能とすること等の内容を含む、原発事故避難者を総合的に支援する新たな立法措置を行うべきである。

第2 意見の理由

- 1 原発事故による被ばくのおそれのある地域に居住していた住民は、それまでの平穏な生活が一変し、原発事故後の政府の指示によって避難を強いられ、あるいは放射能による健康への影響等を回避するため遠方への避難を余儀なくされた。復興庁が公表した統計によると、福島県における避難者は、原発事故から3年数ヶ月を経た現在、県内に約8万1000人、県外に約4万5000人にのぼっている。また、兵庫県内に避難した避難者数は現在もなお約900人に上っている。
- 2 原発事故により避難を余儀なくされた方の多くは、原発事故から3年以上を経た現在でも、災害救助法に基づく応急仮設住宅として提供されている公営住宅や借り上げ型民間賃貸住宅にて避難生活を送っている。

仮設住宅は、災害救助法第4条第1項第1号に基づいて供与され、供与期間は原則2年まで、延長は1年ごととされており、プレハブ等の応急仮設建築物だけでなく、公営住宅や民間の借り上げ住宅を利用した仮設住宅も同じ基準で運用されている。また、仮設住宅等の供与は、あくまで災害救助法の一方法すなわち緊急避難措置であるため、仮設住宅等から退去すれば災害救助の必要は消失するとの建前の下、原則として仮設住宅等の間の転居は認められていない。また、あくまで災害直後の救助であるという建前から、災害後数年経ってから新たに仮設住宅等を提供することも想定されていない。
- 3 原発事故から既に約3年数ヶ月が経過し、被災された方の避難生活は長期に及んでおり、除染作業が停滞するなか、今後避難生活がいつまで続くのかの見通しも立てられない状況である。公営住宅等の供与期間を1年ごとに延長する

という現在の運用では、避難者はいつ住宅の供与が打ちきられ、退去を求められるかも知れないという不安定な生活を強いられ、中長期的な生活設計を立てることができない。実際に避難者の中には、1年単位での延長という不安定な運用の下では、子どもの進学先を決めることができないとして、やむなく福島県内への帰還を選択した方も少なくないと聞く。また、避難生活が長期化するに伴って、子どもの誕生、成長や通勤・通学先の変化など、生活スタイルの変化が生じているはずである。生活スタイルの変化に応じ、柔軟な住み替えの必要が生じることもまた当然である。福島県が本年1月から2月にかけて行った避難者意向調査の結果においても、避難者の6割以上が住まいについて不安を感じており、また4割以上が「応急仮設住宅の入居期間の延長」を求め、4分の1以上が仮設住宅等の住み替えについて柔軟な対応を求めていることが浮き彫りとなった。

- 4 原発事故で被災した方々は、故郷での平穏な生活を突然破壊され、放射能の影響を回避するためにやむなく地元を離れ、避難先での不安定な生活を余儀なくされている。安定的かつ柔軟に住まいを提供することによって原発事故による避難者の生活を支援することは、「東日本大震災からの復興の基本方針」において、国が実施すべき復興施策として「被災者の居住の安定確保」が掲げられ、「仮設住宅の居住環境を中心とした居住者の状況を踏まえた課題の把握、必要に応じた講ずべき対応等を検討する」ものとされていることに鑑みても、国及び地方公共団体に課せられた当然の責務と言える。

さらに、子ども被災者支援法は、被災者が避難、移住（定住）、帰還のいずれの選択をした場合であっても適切に支援することを基本理念の一つに掲げ、「移動先における住宅の確保に関する施策」を、国は講ずる必要がある旨定めている。これは、避難者が安定した生活基盤を確保でき、将来への見通しを持った生活再建を図れるよう、安定的かつ柔軟な住まいの提供を行うことをめざすものである。

ところが現時点では、避難先における借り上げ住宅や公営住宅の提供は、根拠法を災害救助法とする「応急仮設住宅の供与」として供与し、単年度毎に供与期間を延長するという運用にとどまっている。他方、国土交通省は、原発事故被災者の公営住宅への申し込みについては収入等の入居基準を一定緩和するとの政策を打ち出したが、これは仮設住宅の無償提供から有償による一般入居への切り替えを促進し、避難者に対する住居支援を事実上、打ち切ろうとするものに他ならず、上記子ども被災者支援法の理念からはほど遠いのが実情と言

わざるを得ない。

加えて、本件原発事故では、被災地福島県を離れた広域避難者が多いことが特徴である。避難者を受け容れる都道府県側では、主として既存の公営住宅を災害救助法に基づく応急仮設住宅の扱いで供与する方法で対応しており、具体的にどのような条件でどの公営住宅を提供するかは、基本的に当該住宅の管理主体たる各自治体の「自主的な」判断に委ねられている。しかしながら、元々公営住宅の使用方法は公営住宅法等の法律による制限があり、国庫補助金投入があるため会計検査院のチェックは厳しく、政治的にも軋轢があつて（地元住民への一般募集の戸数を減ずることになるから）、管理自治体の判断で自由に何でも出来るというものではない。このような状況下で、被災地以外の自治体が、福島県におけるよりも優遇的な条件で仮設住宅の提供を行うことは、現実には不可能である。

すなわち、現に長期に、また広域的に避難を余儀なくされている原発事故避難者の居住の安定を図るためには、災害現場における緊急対応を前提とする現行法の運用だけでは無理があることは明らかであり、場当たりのではない、長期的な一貫した視点に立った立法による抜本的な対策が必要である。

- 5 よって、国は、避難者の意見を聴くとともに、避難者が安定した生活基盤を確保でき、また避難生活が長期化するに及んで、子どもの誕生や成長、通勤先や通学先の変化、その他生活スタイルの変化に応じた柔軟な住み替えが可能となるよう、公営住宅や借り上げ住宅の供与期間を長期化させて、1年ごとに供与期間を延長するという制度を改め、避難者の意向や生活実態に応じ複数年単位での更新が可能な制度を構築し、避難者の意向や生活実態に応じて柔軟に転居を認めるという内容等を含んだ、原発事故避難者を総合的に支援する新たな立法措置を行うべきである。

以 上

2014年（平成26年）8月20日

兵庫県弁護士会

会 長 武 本 夕 香 子